

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

- 日程第1 議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第2 議第57号 就学前の子ども教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 日程第3 議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規模改修）工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議第61号 人権擁護委員の推薦について

日程第7 議第62号 人権擁護委員の推薦について

日程第8 常任委員会の閉会中の継続調査の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、2番 中村ひとみ君、3番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第1、議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

〔11番 丹羽豊次君退場〕

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 木村千秋君。

〔総務産業建設委員長 木村千秋君登壇〕

総務産業建設委員長（木村千秋君） ただいま議題となりました議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月8日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

既存施設の老朽化に伴う改修費用の増加が今後確実に見込まれる中、将来的な経営の見通しを的確に把握するとともに、継続的な経常経費の削減や適正な供給単価の検討を図り、水道事業の健全経営に努められたい。

以上、報告を終わります。

議長（広瀬文典君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

〔11番 丹羽豊次君入場着席〕

日程第2 議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 条例の改正についてお尋ねいたします。

今回、垂井町幼稚園設置条例の一部改正として、第1条第1項、本町は学校教育法第22条の規定に基づき幼稚園を設置するというものを、第1条第1項として、本町は学校教育法第2条第1項の規定に基づき幼稚園を設置するに改めるとあります。

間違っているとは思いますが、この学校教育法の規定第22条というのは、御存じのとおり「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」という条文だったと思うわけですが、設置されたときにこの条文が設置としての条文として採用されていたわけですが、今回、第1条1項、これを第2条第1項の規定に基づきというふうに変えられるわけです。第2条の第1項というのは、学校は、あと国とか国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じとあります。地方公共団体はということですね。学校は、地方公共団体のみがこれを設置することができるという規定が第2条だったと思うわけですが、この規定に改められる根拠を、改めてここで確認させていただきたいと思います。間違っているとは思いますが。

それと、仮に垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例があるわけですが、同じように設置として、第1条第1項には、本町は学校教育法第38条及び第49条の規定に基づき小学校及び中学校を設置するとありますが、これにおいても、そうすると第1条第1項につきま

しては、先ほど言いましたような、本町は、学校教育法第2条第1項の規定に基づき小学校、中学校を設置するというのにも合致するようにも思うわけでありませぬけれども、小学校、中学校の設置等に関しては別段第38条と第49条の規定があります。これは第38条は、市町村はその区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならないというような明確な規定があるもので、多分これを適用されて、小・中学校につきましては条例化されたと思うわけですが、もう一度戻ります。第22条を第2条第1項に改められた根拠をお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の御質問の、第1条第1項中の改正で第22条を第2条第1項に改めるものでございますけれども、これは議員おっしゃいますとおり、学校教育法に基づく設置の根拠についての改正でございます。

従前は、第22条ということで、学校教育法第22条では幼稚園の目的を規定しております。それで、この条項では、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とすると、それが第22条でございますが、本条例におきまして、ここでは幼稚園の設置ということでございますので、この目的からじゃなしに、学校教育法の設置のほうの条項を適用するのが妥当ではないかと。今回そういう判断に立ちまして、第2条第1項で規定させていただくというふうに改めさせていただいたものでございますので、御理解いただきたいと思いません。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） もうわかりましたけれども、もう一度確認の意味で、要するに第22条は目的の条項であったと。それを今度は、第2条第1項という設置のほうの規定に変えたということと言われるわけですね。

そうすると、最初これを条文制定をさきにされた方たちは、これは第22条の規定を採用されたというのは、やはり同じ設置されたのであれば、設置規定で第1条でいってもよかったんじゃないかとも思うんですけども、小・中学校は別規定があるものでやむを得んですけれども、明確なもっと条文があるんですけど、前にやられた方がちょっと、こんな言い方いかんですけど、これを適用されたのはちょっとあれだからこちらに、余り言っちはいけませんけれども、ふさわしくないからこちらにしたということになるんでしょうか。

やはり設置したときには設置規定ということであれば、第2条第1項を当初から適用すべきだったんじゃないかとも思うわけですが。再度、お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、当初は第22条の目的の条項を引用しまして、そういった目的を持って設置するというところでここで規定しておりましたが、今回、全般的な見直しの中において、やはり学校教育法の第2条第1項では、きちっと設置することができる、地方公共団体が。その条項を引用するほうがよりよい、適切でないかという判断に立ちまして、今回改正させていただきましたので、あくまでも第22条は全然間違っているという意味ではなしに、第2条第1項のほうがここでは妥当ではないかという判断に立って改正させていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

再々質疑、簡潔にお願いします。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） わかりました。目的ということで、従来は設置基準としてされたというものが、今回はもうそういう目的というものよりも設置ということで行ったということですね。わかりました。

議長（広瀬文典君） 質疑ではありませんね。確認ですね。今後慎んでください。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） お尋ねをさせていただきます。

先般開催されました幼保一元化の委員会におきましても、少々お尋ねをさせていただいた経過がございますが、第2条、名称の関係のところ。

委員会の中でもちょっとお尋ねをして御答弁もいただいた経過もあるんですけども、東こども園だけが幼稚園部、保育園部という形で条例に明確にうたわれるということで、かねがねずっと説明もありましたように、サービス町内均平化ということに当たりまして、条例もあわせ持つ必要があるかと改めて申し上げたいなと思っています。先般も、建物がすべて整ったときというふうなお話もありましたけれども、あくまでも保育内容ですとか、教育内容ということが重要かとも思っていますけれども、名称が与える影響というのも考えられます。その名称が与える影響というのがどのようなものであるのかということを一々一度お考えをお尋ねしたいなと思っていますので、やはり再度名称も、全町整えていかれるべきじゃないかと御指摘を申し上げて、質問とさせていただきますと思います。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま第1条の第2条の御質問だと思われませんが、垂井町立垂井東こども園（幼稚園部）ということで、現在の北保育園の位置に幼稚園部を設置するということで、ここでは条例改正を行っております。

また、他地区におきましてもということでございますが、大きな第2条、保育の実施に関する条例のほうで、それぞれ各保育園の位置の関係で、保育園を各町立のそれぞれの幼稚園内に置くというふうで明記してございますので、あくまでも町内均平にということで、この辺であらわされているのではないかとと思われるので、御理解賜りたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

幼稚園内と括弧書きしてあるのも重々承知の上なんですけれども、ここまで明記されておいて部という表現ができないというのは、何か理由があるのではないかなというような感じがしますので、そのあたりもひょっとしてそういったことじゃないかということを経験の中でも御指摘は申し上げた経過もありますけれども、そこまで御丁寧に括弧書きでされるのであれば、条例のほうで部と括弧書き、こちらをしたほうがいいのではないかなあと、再度そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（広瀬文典君） 8番 木村議員、今の質疑の趣旨がまだよく執行側に理解できませんので、再度改めてもう少し具体的に説明してください。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御理解いただけないということで申しわけありませんでした。言葉足らずだった部分があるかもわかりませんので、お許しをいただきたいと思います。

東こども園はスタートされるということで、幼稚園部、保育園部ということが明記ができるということだと思えますけれども、ほかの地区に当たってはいろんな御配慮があるからか、保育園部、幼稚園部と条例に明記できないというようないろんな思いも考えるわけありますので、そのほかの地区がサービス均平化で同じようなシステムになるにもかかわらず書けない部分というのもちっとお尋ねをしたいなと、あえてその幼稚園内ということで担保をとられておるといふことであるのであれば、それは承知をしますが、それであるならば改めてそのように書く必要はなく、幼稚園部、保育園部と条例で明確にされたいかがでしょうかというふうなお尋ねでございますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 木村議員の御質問に対するお答えでございますけれども、的確な答弁

ができるかどうかとは思いますが、実は今回の東こども園につきましては、複合的な状態になります。いわゆる幼稚園機能と、それから保育園機能という形ですね。それと、この第2条の名称及び位置ですね、住所位置。東こども園につきましては、同一住所でございます。その中に複合的な機能として幼稚園機能と、それから保育園機能がそこで機能するということでございます。その他の施設につきましては、それぞれ幼稚園と保育園の位置が違っております。そういった形の中で、将来展望は別といたしまして、今後、現実的にそういった状態になった段階主義といえますか、現実的な考え方で、その都度その都度改正していく手法をもって、今回このような形にさせていただいております。

いろんな他の手法も、附則を用いてやるとか、いろんな手法はあろうかと思っておりますけれども、そこら辺はひとつ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） お尋ねをさせていただきます。

補正予算の7ページですね。教育費に関して確認の意味でという形ではございますけれども、

お尋ねをさせていただきたいと思います。

2項の小学校費の1学校管理費の中で、15工事請負費で、2の垂井小通級指導教室設置工事ということが明記されております。新たに設置ということで、本当にこれまでにに関して教育長初め関係先生方、そして保護者の方々の思いなどがこういった形で実現に運ぶということは本当に感謝する次第なんですけれども、これは予算の配分を見ていましたら一般財源ということですので、本当に感謝する次第なんですけれども、県等のいろいろ補助がなかったのかということ、委員会でもきっとお話があったかと思いますが、そこらあたりちょっとお尋ねをさせていただきたいのと、本来ですと4月からという形が一番望ましかったなあとは思ったりするんですが、御要望とか、そちらへお願いするというような取りまとめ等々で、なかなか4月にスタートということは難しかったかとは思いますが、後期の開始に当たってクラスのスタートという形はどのような時期的なものになるのかということと、人員含めて最初どのような体制で進まれるのかということ。予算を見ていましたら先生の張りつけ等々もわかるような感じがしますが、改めてここで、こういった体制でスタートされるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 木村議員の教育費の小学校費、学校管理費の工事請負費の2番目の垂井小通級指導教室設置工事についての御質問にお答えをいたします。

まず最初に、県等の補助はなかったのかということでございますけれども、これは人員等については県費というのがあるんですけれども、施設の設置につきましては県の補助はございませんので、すべて一般財源でとり行わせていただくということで御理解いただきたいと思います。

また、今4月から実施できればというお話でございますけれども、当初この通級教室につきましては、その開設の認可が未定でございまして、予算編成時までにこの認可がおりるかどうかがわかっておりませんでしたので、当初予算にはこういった工事等、またこの下にあります学校管理備品とか義務教育教材備品につきましても、これは通級教室の関係の予算でございますが、予算化できなかったのが現状でございます。しかし、2月に入りましてこの教室の認可許可が出ましたので、それで4月からこの通級教室は開設し、行っているところでございます。現在、垂井小学校のほか、町内の小学校から10名の子供さんがこの通級教室に通ってみえるということでございます。

あと人員体制でございますが、これは県費のこういった特別支援の先生を見ていただきまして、現在その先生によって教室が行われておるということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔発言する者あり〕

工事の工期ですか。これから設計等を行いまして入札ということになってきますが、それに

よって60日なのか90日なのか、今ここではっきりしませんが、なるべく早く完成するように努力したいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規模改修）工事請負契約の締結について

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規模改修）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規模改修）工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る6月5日に指名競争入札に付しましたところ、岐建・とみたハウジング特定建設工事共同企業体 代表者、大垣市西崎町二丁目46番地、岐建株式会社 代表取締役社長 木村志朗が落札いたしましたので、この者と2億265万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

細部につきましては、総務課長並びに学校教育課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規

模改修) 工事請負契約の締結につきまして、私のほうが契約の所管でございますので、契約に関して補足説明をさせていただきます。

あわせて、お手元にお配りしてございます指名競争入札結果表もごらんいただきたいと存じます。

この契約につきましては、建築工事でございます。提案説明にもございましたように、当工事につきましては、去る平成24年6月5日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、2社による共同企業体を結成していただきまして行うこととさせていただきます。それぞれ、A業者8社、B業者8社に結成依頼通知をいたしました結果、届け出期限の5月24日までに特定建設工事共同企業体、以下「共同企業体」と申し上げますが、これらの結成届を受理させていただきました大日本・大計共同企業体、大橋・タワダ共同企業体、西濃・藤井共同企業体、岐建・とみたハウジング共同企業体、上村・室共同企業体、宇佐美・桐山共同企業体、TSUCHIYA・藤塚共同企業体、内藤・平成共同企業体の8社によります業者で入札を執行させていただきました。1回目の入札で予定価格に達したわけでございますが、岐建・とみたハウジング共同企業体が、税抜き価格ではございますが、1億9,300万円で落札をしたところでございます。

議案にもございますように、入札結果によりまして、消費税を含めまして2億265万円で、同共同企業体 代表者、岐建株式会社 代表取締役社長 木村志郎と工事請負の契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上でございますので、本契約を締結することに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

議長(広瀬文典君) 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長(桐山浩治君) 私のほうからは、ただいま上程されております不破中学校 南舎(耐震・大規模改修)工事の概要につきまして、補足説明をさせていただきます。

不破中学校の南舎でございますけれども、東棟が昭和53年に、西棟が昭和59年に建築されまして、鉄筋コンクリートづくりの東棟が3階建て、西棟が2階建ての校舎でございます。それぞれ建築から20年以上が経過しておりまして、老朽化が著しい状態でございますので、大規模改修を行うものでございます。

また、東棟におきましては平成21年に耐震診断を行いました結果、I s 値が0.58でありましたので、新たにグレイスを中心とした耐震補強を行うものでございます。

大規模改修につきましては、1階は昇降口、金工室、木工室、美術室等の床、壁、天井等の改修を行いますし、2階は物理、化学、生物の実験室と図書室等の床、壁、天井等の改修を行

ってまいります。3階につきましては、日本語指導教室、音楽室等の床、壁、天井の改修を行ってまいります。また、電気設備につきましては、太陽光発電設置工事あるいは照明器具等の改修を行ってまいります。機械設備につきましては、給排水管、オイルタンク配管、トイレの改修を行ってまいります。工期につきましては、12月20日に向けまして工事を進めてまいりたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 指名業者、大きいところと小さいところと選んでありますが、垂井町の業者ずっと書いてありますね。そこで、この業者の中で全部ですけど、正社員は何人でパートは何人勤めてみえるか、我々はちょっとわかりませんので調べていただいて報告していただきたい。そうしないと、これジョイントをつなぐ必要性があるのかないのかという点にも波及しますので、ちょっとお知らせをお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 吉野議員の今回入札に関しまして、町内業者の職員等の規模等のお尋ねでございますが、こちらの規模等につきましては、大変申し上げにくいことではございますが、把握をしておりませんし、そしてまた、この件につきましては、この案件に関しての入札行為に、特段把握していなくても何ら抵触するものではございません。私のほうは肅々と地方自治法並びに垂井町の議決条例の規定に基づきまして提案をさせていただいております。

そして、この共同企業体の結成につきましてでございますが、今回の案件につきましては、5,000万円以上の工事、これは議会の議決の案件でございますが、もう1つ建設業法の規定が適用されることになっておりまして、技術者が最低でも2人以上、いわゆる建築に関する技術者でございますが、2人以上を専任で有しているところであるならば指名の対象になるわけでございますが、今、吉野議員が申されましたスタッフの数等々によりましてこの契約に影響するものでは何らございませんので、そういった観点から、私のほうは町内の業者を、それから町外の業者を、そういった基準に基づきまして指名をさせていただきまして、JVの結成届を受理したところでございます。そういったことで御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 不破中学校 南舎（耐震・大規模改修）工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第5 議第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第5、議第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の井川暁男氏の任期が6月26日をもって満了するのに伴い、後任に垂井町岩手2489番地、兒玉宏明氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第6 議第61号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第61号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第61号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 栗田孝雄氏の任期がこの9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第7 議第62号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議第62号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第62号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げま

す。

人権擁護委員 衣斐忍氏の任期が、先ほどの栗田委員と同じく9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第8 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（広瀬文典君） 日程第8、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りいたします。

本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第3回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時47分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功